

手術に関する施設基準（令和6年）

	手術名称	件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	〇
イ	黄斑下手術等	〇
ウ	鼓室形成手術等	〇
エ	肺悪性腫瘍手術等	〇
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	〇

・区分2に分類される手術

	手術名称	件数
ア	靱帯断裂形成手術等	〇
イ	水頭症手術等	〇
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	〇
エ	尿道形成手術等	〇
オ	角膜移植術	〇
カ	肝切除術等	〇
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	〇

・区分3に分類される手術

	手術名称	件数
ア	上顎骨形成術等	〇
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	〇
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	〇
エ	母指化手術等	〇
オ	内反足手術等	〇
カ	食道切除再建術等	〇
キ	同種死体腎移植術等	〇

・区分4に分類される手術

	手術名称	件数
	胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術（医科点数表第2章第10部手術の通則4を除く）	〇

・その他に区分に分類される主術される手術

	手術名称	件数
ア	人工関節置換術	〇
イ	乳児外科施設基準対象手術	〇
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	〇
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	〇
オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	〇